「県と市町村との協議の場」の設置について

市町村課

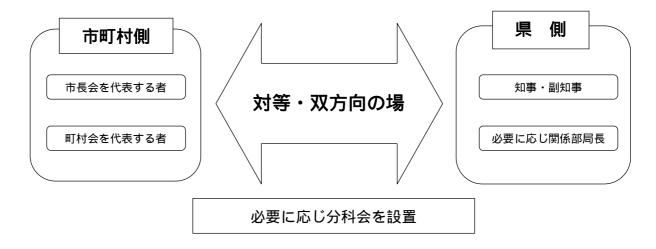
1 目 的

県と市町村の在り方や、市町村に影響を及ぼす県の政策の企画・立案及び実施について、知事と市長会及び町村会の代表者が協議を行い、もって地域主権の推進並びに県及び市町村の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

2 構 成

県	知事、副知事(必要に応じて協議に関係する部長等)
市	市長会を代表する者(会長、副会長、部会長)
町村	町村会を代表する者(会長、副会長、部会長)

3 協議のしくみ (イメージ図)



4 運営方法

協議の場の運営方法(議題の決定、開催時期、分科会の設置等)については、県、市長会及び町村会が、協議し決定するものとする。

5 協議結果の取り扱い

協議が整った事項については、県と市町村の双方が結果を尊重し、それぞれの施策に反映するよう努めるものとする。

<協議内容の(例)>

- ・市町村と県の役割分担に関すること
- ・国に対して協働して働き掛ける事項 (例 規制緩和、地方分権)
- ・新しい政策に関する協議 など



県、市町村の施策へ反映